



ご契約の際には「**ご契約のしおり・約款**」を必ずご覧ください。

- 「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。必ずあわせてご一読ください。

➔ PGF生命とこの商品について、お電話やホームページでご案内しています。



- 各種手続きやご契約内容の照会に関するお問い合わせ

PGF生命コールセンター **通話料無料** **0120-56-2269**
コール ジ ブ ロック
 <受付時間>平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3等を除く)

- 保険金等のご請求に関するお問い合わせ

保険金請求専用ダイヤル **通話料無料** **0120-56-4861**
コール オ シ ハ ラ イ
 <受付時間>平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3等を除く)



PGF生命ホームページ **https://www.pgf-life.co.jp**

- この保険で適用される最新の諸利率をPGF生命ホームページでご案内しています。
- この保険の「ご契約のしおり・約款」をPGF生命ホームページに掲載しています。

➔ 募集代理店(三菱UFJ銀行)からのご説明事項

- 「新・家族収入保険」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「新・家族収入保険」はPGF生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱UFJ銀行は「新・家族収入保険」の引受保険会社であるPGF生命の支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「構成員契約規制」の対象となるお客さま、「銀行等保険募集制限先」に該当されるお客さま、事業のための融資をお申し込み中のお客さまへの募集について規制があります。三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先や三菱UFJ銀行への事業のための融資のお申し込みの有無等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

➔ 保険販売資格をもつ募集人について

- 三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して、PGF生命が承諾したときに有効に成立します。
- 生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された保険販売資格をもつ募集人のみが行うことができます。なお、三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)に関し、確認を希望される場合は、PGF生命コールセンターまでお問い合わせください。

この「重要事項に関するお知らせ(契約概要/注意喚起情報)兼パンフレット」の記載は、2023年4月現在のものです。各種お取り扱い等、将来変更されることがあります。

この商品はPGF生命を引受保険会社とする生命保険商品です。
ご契約後のご照会はPGF生命までお問い合わせください。

(お問い合わせ、ご照会は)
募集代理店

MUFG 株式会社 三菱UFJ銀行

三菱UFJ銀行コールセンター[保険]
0120-860-777

月~金曜日 9:00~17:00(祝日・12/31~1/3等を除く)
<https://www.bk.mufig.jp>

2023年4月現在(No.05402)

(ご契約後のご照会は)
引受保険会社

ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
 本社/〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10

新・家族収入保険

就労不能障害保障型家族収入保険/無配当

家族のために。
 あなただって
 家族のひとり。

重要事項に関するお知らせ(契約概要/注意喚起情報)兼パンフレット

ご契約前に必ずお読みください。 ご契約のお申し込みの際の重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申し込みいただけますようお願いします。



この商品は生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

募集代理店

MUFG 三菱UFJ銀行

引受保険会社

PGF生命
ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命

この保険の引受保険会社はPGF生命です。株式会社三菱UFJ銀行は、PGF生命の募集代理店です。

ご家族のために 生命保険を おすすめする 理由。

あなたに「万一」のことがあって
収入が減ってしまったら…

▼ 世帯主が就労不能となった場合、
現在の経済的そなえで大丈夫？

必要と考える生活資金月額

平均 **27.2万円**

現在の経済的なそなえに対して

非常に不安 **36.9%**

※(公財)生命保険文化センター
「令和3年度 生命保険に関する全国実態調査<速報版>」

もしも、万一のことがあったら…
もしも、働くことができなくなったら…
たいせつなご家族のために、こんなことを
考えたことがあるのではないのでしょうか。
実は必要な保障額をご家族の年齢や
構成によって変化します。その変化に合わせ
て保障額も変化する仕組みを家族のために
そなえてみませんか？

この保険の引受保険会社であるPGF生命に
ついては36ページの「PGF生命について」を
ご覧ください。

あなたに
「万一」のことがあって
収入が減ってしまったら？

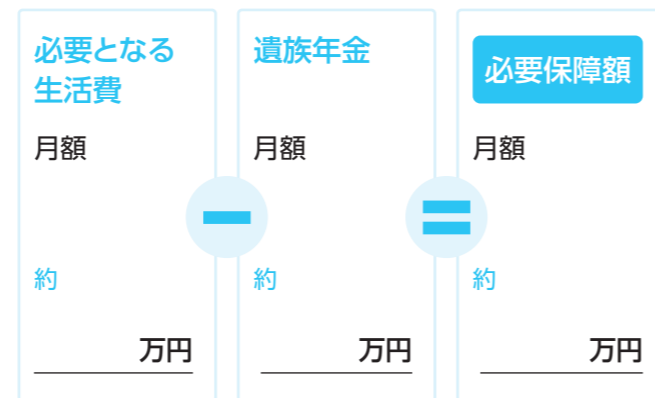
▼ 年間の世帯収入(中央値)でみるリスク

すべての世帯	440万円
遺族年金受給世帯	205万円
障害年金受給世帯	193万円

※厚生労働省
「令和3年 国民生活基礎調査」
「令和2年 年金制度基礎調査(遺族年金受給者実態調査)」
「令和元年 年金制度基礎調査(障害年金受給者実態調査)」

のこされたご家族は支給される遺族年金だけで十分に
生活ができるでしょうか。ご家族構成に合わせた必要
保障額を把握してしっかり準備したいですね。

新・家族収入保険なら、
**毎月の「収入」をしっかり
サポートします。**



万一に

大切な家族
どんな方法でもあれば
いいだろう？

▼ 保障が必要な期間と額

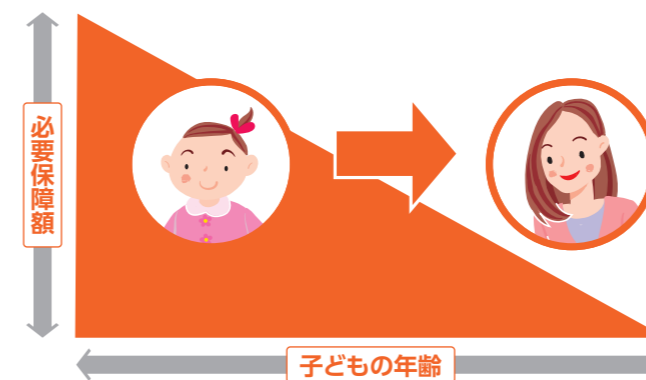
必要な保障額を計算してみましよう

子どもの年齢5歳(大学卒業時22歳)の場合
22歳まであと **17年** × 月額約 万円 × **12**ヵ月

子どもの年齢15歳(大学卒業時22歳)の場合
22歳まであと **7年** × 月額約 万円 × **12**ヵ月

のこされたご家族の年齢や構成で必要な保障額は
異なります。必要な保障額に合わせて変化するよう
なしくみがあるとよいですね。

新・家族収入保険なら、
**ご家族の成長に
合わせて逡減する
合理的なしくみで
そなえることができます。**



そなえる

ストレス社会
自分は大丈夫なはず
でも、もしかすると…

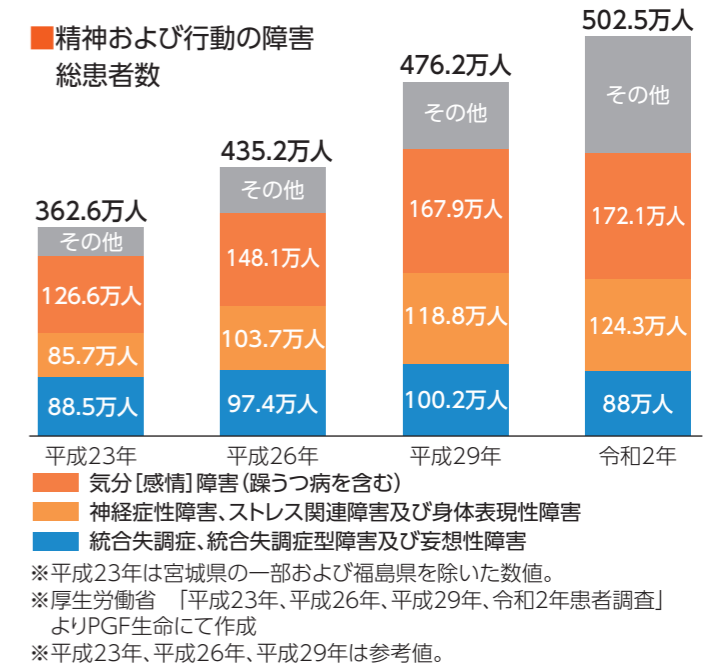
▼ 精神および行動の障害 総患者数

平成23年 **362.6**万人
令和2年 **502.5**万人

※厚生労働省「患者調査」
※平成23年は参考値。

精神および行動の障害の総患者数は増加しています。
「精神の状態」が原因で働けなくなる場合へのそなえが
必要かもしれませんね。

新・家族収入保険なら、
**所定の精神の障害になった
ときも保障します。**



精神疾患にも

1

新・家族収入保険

しくみ

！ ご注意いただきたい事項について

- 特定障害年金のお支払い後も、ご契約は継続し、保険料をお払い込みいただけます。なお、この保険の保険料は払込期間を通じて一定になるよう計算されているため、特定障害年金のお支払い後も保険料の変更(減少)はありません。
- 特定障害年金のお支払い後、再度、支払事由に該当した場合はお支払いしません。
- 高度障害年金または就労不能障害年金が支払われた場合には、その支払事由発生日後に支払事由の生じた特定障害年金はお支払いしません。

合理的なしくみで「必要な保障」を「必要なだけ」確保することができます。

一般的には、時間の経過とともに必要保障額は逡減していきます。
逡減する必要保障額にあわせて、家族年金、高度障害年金または就労不能障害年金の受取総額も逡減するしくみですので、合理的に必要な保障額を確保することができます。

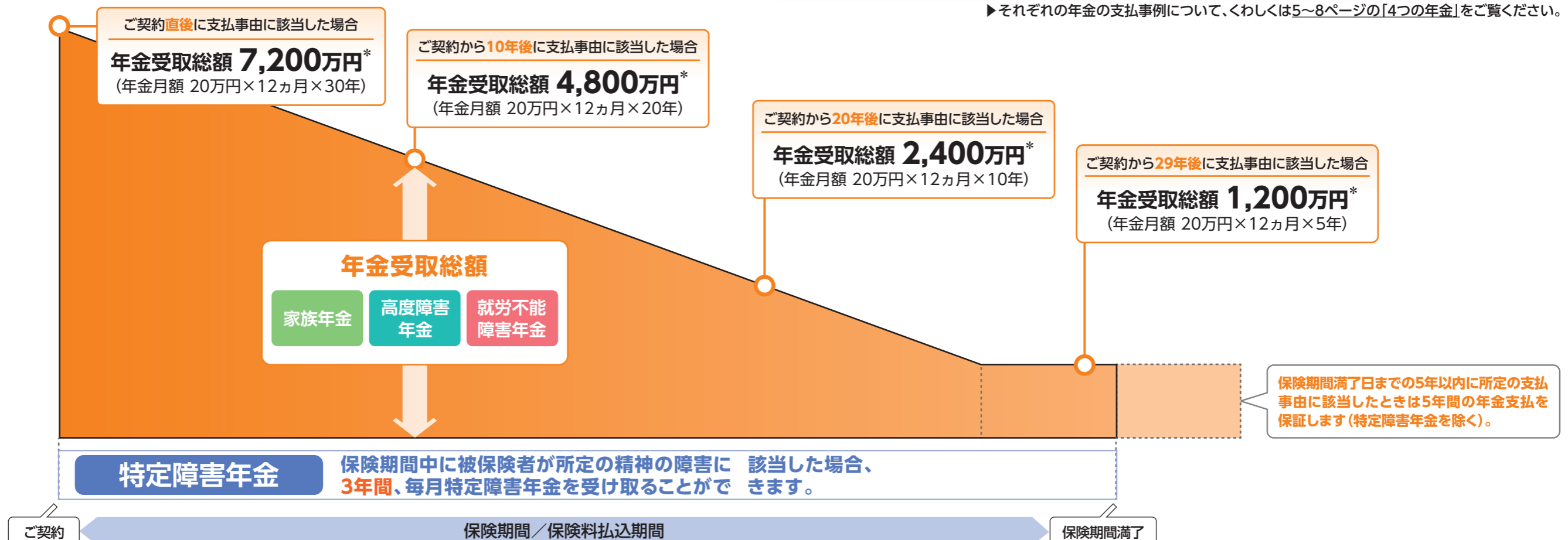
毎月の「収入」を しっかりサポート

次のとき、毎月一定額の「年金」を受け取ることができます。

死亡	所定の高度障害状態	所定の就労不能状態	所定の精神障害状態
家族年金	高度障害年金	就労不能障害年金	特定障害年金
保険期間満了までお支払い			3年間お支払い

<イメージ図(年金受取総額の推移)>

■ 保険期間……30年 ■ 保険料払込期間……30年 ■ 年金月額……20万円



▶それぞれの年金の支払事例について、くわしくは5～8ページの「4つの年金」をご覧ください。

*被保険者の年齢によって、選択できる保険期間、保険料払込期間は異なります。くわしくは22ページの「ご加入条件について」をご覧ください。

*保険年度初めに家族年金、高度障害年金または就労不能障害年金の支払事由に該当した場合の受取総額になります。
*この図は保険の仕組みを簡略化して表示したイメージです。
*家族年金、高度障害年金または就労不能障害年金は重複してお支払いしません。

✓ 保険料払込免除特約I型を付加することで 三大疾病にそなえることができます

「保険料払込免除特約I型」を付加していただくと、保険料払込期間中に所定の三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に罹患し所定の状態*に該当された場合、以後の保険料のお払い込みが免除されるとともに、所定の既払込保険料相当額をお支払いします。保険料の負担を気にすることなく、治療に専念していただくことができます。

*本特約を付加した場合、保険料は高くなります。
*免除事由に該当する所定の状態については、17～18ページの「保険料払込免除特約I型」をご覧ください。

✓ 保険料の割引について

- ①ご契約の年金月額が10万円以上の場合は、保険料の高額割引制度が適用され、保険料はお安くなります。
- ②払込方法をまとめるほど総払込保険料はお安くなります。

5～8ページで、
どのようなときに受け取ることができるか
ご説明します。

2 4つの年金



2

新・家族収入保険

4つの年金

合理的なしくみで「必要な保障」を「必要なだけ」確保することができます。

家族年金

保険期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、
保険期間満了まで毎月お受け取りいただけます。



例えば ● 病気や事故等で、お亡くなりになったとき。

4つの年金は、年金での受け取りに代えて一括(一時金)で受け取ることもできます。

年金受取

年金

一括受取

一時金

就労不能障害年金

保険期間中に被保険者が**所定の就労不能障害状態^{*1}**に
該当された場合、保険期間満了まで毎月お受け取り
いただけます。



例えば

- 関節リウマチにより杖がないと歩けなくなり障害等級2級に認定された。
- 脳腫瘍によって左上下肢に麻痺がのこり、階段の上り下りができなくなり障害等級2級に認定された。

※等級の認定は症状等から総合的に判断されるため上記例でも等級認定が異なることがあります。

例えば

PGF生命所定の障害状態に該当するか、もしくはPGF生命所定の判定基準を
みだし、所定の障害状態が180日以上継続したと医師に診断された場合。

- 心臓病が悪化し心臓移植を受けた。
- 慢性腎不全が悪化し、永続的な人工透析療法を受けている。
- 交通事故によって平衡機能に著しい障害を負い直線で10メートルも歩けなくなった。

*1 所定の就労不能障害状態とは、つぎの(1)または(2)のいずれかに該当した場合をいいます。
(1) 国民年金法に基づき、障害基礎年金の支給要件のうち、1級の第1号から第9号もしくは第11号または2級の第1号から第15号もしくは第17号のいずれかに該当したと認定されたとき*2。
(2) (1)以外にも、PGF生命の約款所定の支払事由に該当したとき*3。
*2 くわしくは「ご契約のしおり・約款」別表43をご覧ください。
*3 くわしくは「ご契約のしおり・約款」別表43、44をご覧ください。

死亡保険金即日支払サービスについて

簡単な手続きで、他の保険契約と通算して最高1,000万円までの保険金等(家族年金の一時支払による年金現価)を即日お支払いします(口座送金でのお届けとなります)。葬儀費用等の急な出費に対応できます。

※死亡日が責任開始日から2年未満のご契約、死亡保険金受取人が複数人指定されているご契約等はお取り扱いの対象外となります。
死亡保険金即日支払サービスについて、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
※ご連絡または請求書類ご提出の時刻等により、死亡保険金をその日のうちにお支払いできない場合があります。

ひきつづき7~8ページで、
どのようなときに受け取ることができるか
ご説明します。

2 4つの年金

9~10ページで、
この保険を支える
特約についてご説明します。

3 特約

4つの年金

合理的なしくみで「必要な保障」を「必要なだけ」確保することができます。

特定障害年金

保険期間中に被保険者が**所定の精神の障害^{*1}**に該当した場合、**3年間**、毎月お受け取りいただけます。

例えば

- 双極性障害(躁うつ病)によって、入退院を繰り返し日常生活に著しい制限を受け、障害等級2級に認定された。

※等級の認定は症状等から総合的に判断されるため上記例でも等級認定が異なることがあります。

例えば

PGF生命所定の判定基準をみだし、精神の障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当し、その状態が180日以上継続したと医師に診断された場合。

- 統合失調症によって入院による治療を行っている。日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要となった。



高度障害年金

保険期間中に被保険者が**所定の高度障害状態^{*2}**に該当された場合、保険期間満了まで毎月お受け取りいただけます。

例えば

- 運動中の事故で脊椎を損傷して、中枢神経系に著しい障害をのこし、終身常に介護が必要になった。
- 交通事故の後遺症として下半身の麻痺(両下肢を自分の意志でまったく動かせない状態)が生じ、回復の見込みがない場合。
- 緑内障で両眼を失明(矯正視力が0.02以下)し、回復の見込みがない場合。



*1 所定の精神の障害について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」別表43・44をご覧ください。

*2 所定の高度障害状態について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」別表1をご覧ください。

- 保険期間…30年
 - 保険料払込期間…30年
 - 年金月額…20万円
- 上記設定で30歳時にご契約した場合



35歳 時に所定の精神の障害に該当し、特定障害年金を受け取る場合

30歳 35歳 38歳 60歳

ご契約は継続します(保険料をお払い込みいただきます)

特定障害年金の受取総額：**720万円**(年金月額20万円×12ヵ月×3年)

- 特定障害年金のお支払い後も、ご契約は継続し、保険料をお払い込みいただきます。家族年金、高度障害年金または就労不能障害年金の支払事由に該当した場合は、それぞれの年金をお支払いします。
- ※ 特定障害年金のお支払い後、再度、支払事由に該当した場合はお支払いしません。
- ※ 高度障害年金または就労不能障害年金が支払われた場合には、その支払事由発生日後に支払事由の生じた特定障害年金はお支払いしません。

40歳 時に所定の高度障害状態に該当し、高度障害年金を受け取る場合

30歳 40歳 60歳

高度障害年金の受取総額：**4,800万円**(年金月額20万円×12ヵ月×20年)

9～10ページで、
この保険を支える
特約についてご説明します。

3 特約



3

新・家族収入保険

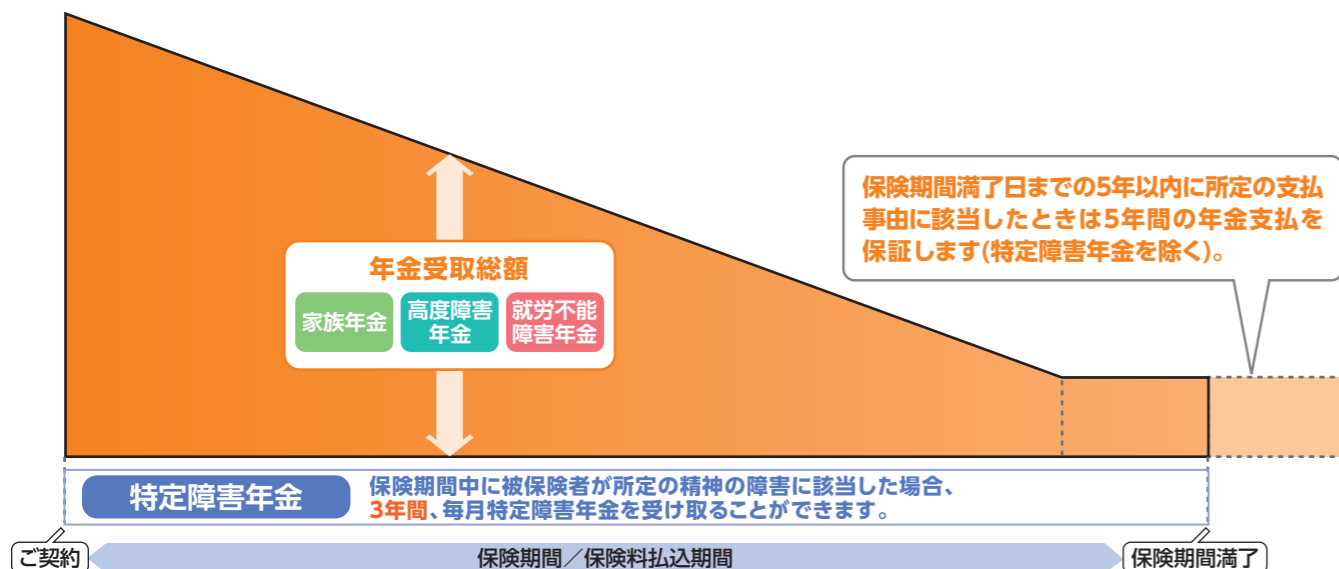
特約

保障を支える特約についてご説明します。

「保障」を支える特約

この保険は、時間の経過とともに減少する必要保障額に合わせて保障が逓減する、合理的に保障を確保できる定期保険です。

<イメージ図(年金受取総額の推移)>



被保険者の余命が6ヵ月以内と判断される場合、保険金を前払請求することができます。

リビング・ニーズ特約

保険金(年金の一時支払による年金現価)を生前にお支払いすることで経済的な負担を軽減し、十分な治療を受けることを目的とした特約です。

被保険者が受取人となる保険金等で請求できない所定の事情がある場合、**代理人が請求**することができます。

指定代理請求特約

保険金等を本人が請求できない所定の事情がある場合、ご家族等が本人に代わって請求することができます。

こんなとき! 被保険者本人が余命宣告の告知を医師から受けていないため、請求ができない。等

「保障」をより充実させる特約

三大疾病に罹患し、所定の状態に該当されたとき、以後の保険料が免除されます。

⇒ 保険料払込免除特約I型

以後の保険料が免除されます。また、既払込保険料相当額をお支払いしますので、その分を治療費等に充てることができます。

不慮の事故にもそなえることができます。

⇒ 災害死亡給付特約

不慮の事故等により死亡・高度障害状態に該当された場合、家族年金等に加えて**災害死亡(災害高度障害)保険金**をお支払いします。

「受け取る」方法についての特約

保険金等のお受取方法の選択肢を拡げることができます。

⇒ 保険金等の支払方法の選択に関する特約

保険金等の全部または一部の受け取り方を変更することができる特約です。一定期間受け取れる確定年金や、生涯にわたって受け取れる保証期間付終身年金等から選ぶことができます。また、お受け取りを据え置くこともできます。

各特約について、くわしくは17~20ページの「主な特約とその内容について」をご覧ください。

ご契約後に活用いただける制度・サービス

指定代理請求制度

高度障害年金や就労不能障害年金等は被保険者が受取人となります。受取人である被保険者ご自身による意思表示が困難であると判断されるようなとき等、**指定代理請求人が被保険者に代わって請求**することができます(代理請求)。

➡ 指定代理請求人の指定範囲について、くわしくは**契約概要20ページ**をお読みください。

- 指定代理請求人からご請求いただいた保険金等は、受取人または指定代理請求人の口座へ送金します。
※指定代理請求人の固有の財産にはなりません。
- ご請求の際、指定代理請求人となる方へお支払いについて念書のご記入をお願いしています。
※本来の受取人と異なる方が受け取ることで、税務のお取り扱いが異なることがあります。

PGFあんしん代理請求サービス

各種請求をする方(契約者や受取人等)が認知症等により意思表示が困難であると判断されたとき、所定の書類等の提出により、成年後見人等の選任なしで、**推定相続人*等がご本人に代わって手続き**することができます。

*契約者や受取人等の各種請求をする方が仮に死亡された場合に相続人となる方

ご請求いただける手続きの一例

- 各種保険金等の請求
- 住所変更
- 解約(減額)

- 保険商品やご契約内容によって請求できる手続きは異なります。
- 所定の手続きの際には推定相続人全員および死亡保険金等の受取人全員の連署と、所定の書類が必要になります。
- 指定代理請求制度が利用できる場合、指定代理請求制度が優先されます。
- 受取人変更や契約者変更など一部対象外となる手続きがあります。

死亡保険金即日支払サービス

死亡保険金(家族年金の一時支払による年金現価)を簡単なお手続きで**最高1,000万円**までお支払いします。

- 死亡日が責任開始日から2年未満のご契約等、ご契約内容によってはお取り扱いできないことがあります。
- ご連絡または請求書類ご提出の時刻等により、死亡保険金をその日のうちにお支払いできない場合があります。

PGFご家族登録サービス 登録ご家族からの照会受付サービス

登録されたご家族であれば、「**ご契約内容のお問い合わせ**」「各種請求書類の契約者宛の送付依頼」「PGF生命マイページのご利用」を行うことができます。

※ただし、各種請求のお手続きは、原則、ご契約者さまご本人に行っていただく必要があります。
※未成年の方を登録ご家族にご指定することはできません。



お問い合わせは…PGFご家族登録サービス専用ダイヤル

通話料無料 **0120-56-1069**

<受付時間>平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3等を除く)



ホームページでもご紹介しています

<https://www.pgf-life.co.jp/company/voice/family.html>

PGFご家族登録サービス 検索



PGF生命マイページ

契約者および「PGFご家族登録サービス」に登録されているご家族がパソコン・スマートフォン*から、各種サービスを利用することができます。

*一部のOS・ブラウザからはご利用できません。

	ご契約内容や 解約返戻金のご確認		住所、受取人変更や ご家族登録サービスの 各種手続き
	生命保険料控除証明書や 保険証券等の再発行		ご契約内容のお知らせ等の 各種通知や保険証券を Web上でご確認



新規登録やログイン、サービスの詳細は、ホームページをご確認ください

<https://www.pgf-life.co.jp/mypage/index.html>

PGF生命マイページのご案内 検索



- ご利用には、「PGF生命マイページ」の新規登録が必要です。※法人契約は登録できません。
- 契約者と登録されているご家族でご利用いただけるサービスが異なります。
- ご契約内容やご契約の状態によっては、一部サービスをご利用いただけない場合があります。
くわしくは、当社ホームページでご確認ください。

PGF生命の付帯サービス

契約者・被保険者およびご家族(配偶者・2親等内)がご利用いただけるサービス

無料 介護・健康ほっとライン (提供:株式会社保健同人フロンティア)

■電話相談サービス【24時間365日】

介護や健康に対する不安を、いつでも無料で保健師、看護師、管理栄養士、ケアマネージャー等の相談員にご相談いただけます。

相談内容

- 介護相談(日常の介護や認知症への対処方法等)
- 健康相談(予防や症状の悩み等)
- 医療機関の相談・情報提供
- 子育て相談(育児や子供の病気等)
- 専門医による電話相談

■マイドクターサービス

さらに専門的なご相談を希望の場合は、病状に応じて専門医にご相談いただけます。

相談内容

- 専門医の情報提供
- 専門医による電話相談

優待 見守り・セキュリティ紹介サービス (提供:ALSOK)

ALSOKが提供する各種セキュリティ・緊急通報サービスを優待価格でご利用いただけます。

- 「HOME ALSOK みまもりサポート」(初回2ヵ月月額利用料無料*)
 - 「まもるっく」(事務手数料無料)
 - 「ホームセキュリティBasic」/「HOME ALSOK Premium」(初回2ヵ月月額利用料無料*)
- * 警備開始日が月中の場合はその月の日割り料金を無料とし、さらに翌月1ヵ月分を無料とします。

*付帯サービスは、PGF生命の保険商品の保障内容の一部ではありません。 ※PGF生命の保険契約が消滅した場合はご利用できません。 ※法人は利用対象外です。 ※ご利用の際には諸条件があり、ご要望にそえない場合があります。 ※記載の内容は、2022年12月現在のものであり、将来予告なく変更・中止・終了する場合があります。 ※付帯サービスの内容や利用の範囲・方法等について、くわしくはPGF生命ホームページをご確認ください。

ご契約後にPGF生命からお送りする書類

ご契約後



●生命保険証券

保険契約の成立と契約の内容を証明する書類です。保険金の請求等、各種手続きの際に提示(送付)が必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

お申し込みから1~2週間後に交付します。

※保険証券の電子化に関する特約を付加している場合はPGF生命マイページにWeb保険証券を掲載します。この場合、保険証券の代わりに通知ハガキを郵送します。

保険期間中



●ご契約内容のお知らせ

ご契約の保障内容についてお知らせします。

毎年10月ごろに郵送します。

※「PGF生命マイページ」でWeb通知か郵送通知のいずれかを選択いただけます。



●生命保険料控除証明書

生命保険料控除の適用を受ける場合に使用する証明書です。

保険料払込期間中、毎年10月ごろに郵送します。

※控除証明書電子交付サービスにお申し込みいただくことで、「マイナポータル」と連携いただけます。

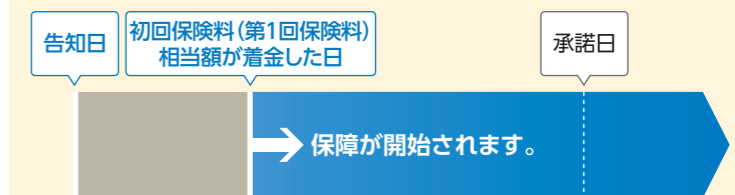
よくあるご質問について

Q1 保障はいつからはじまりますか?

A1

責任開始期です。

責任開始期とは、告知ならびに初回保険料(第1回保険料)相当額のお払い込み(PGF生命への着金)がともに完了したときです。



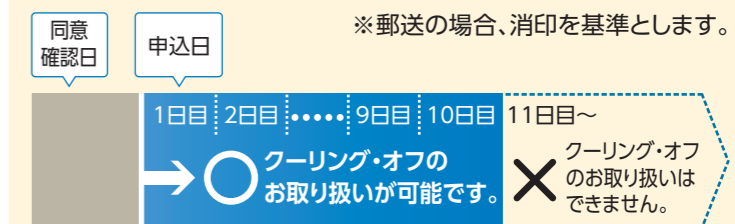
▶くわしくは27ページの「保障を開始する時期(責任開始期)について」をご覧ください。

Q2 クーリング・オフはできますか?

A2

できます。

クーリング・オフ制度の対象となりますので、**10日以内**であればお申し込みの撤回またはご契約の解除ができます。



▶くわしくは25~26ページの「お申し込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)について」をご覧ください。

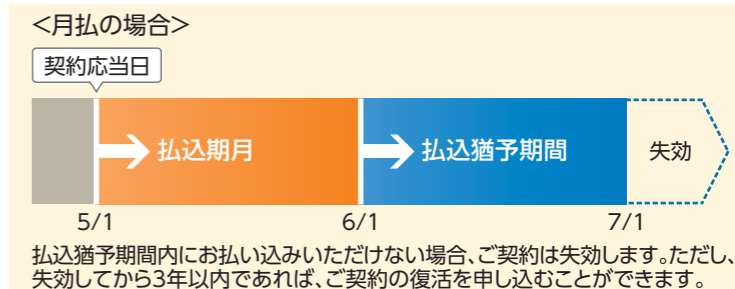
Q3 保険料の払い込みが遅れると、すぐに契約の効力はなくなりますか?

A3

いいえ。

保険料の**払込猶予期間**がありますので、その期間内にお払い込みいただければご契約は継続します。

※払込猶予期間は払込方法によって異なります。



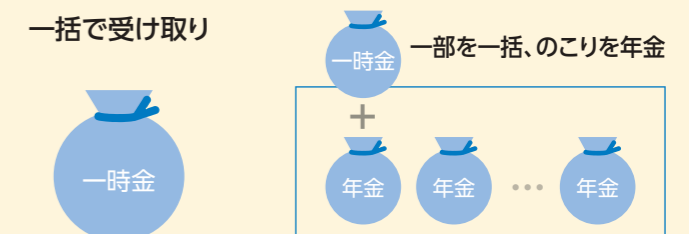
▶くわしくは28ページの「保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等について」をご覧ください。

Q4 年金を一括で受け取ることはできますか?

A4

できます。

一括で受け取ることや、一部を一括で受け取り、のこりの部分を年金で受け取ること等ができます。



契約概要

⚠ ご契約の前に必ずお読みください。

- ✓ この「契約概要」は、契約の内容等に関する重要な事項のうち、**特にご確認くださいたい事項**を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、**内容をご確認、ご了解のうえ、お申し込み**いただきますようお願いいたします。また、お客さまの申込内容については申込書の控をお渡ししますのでご確認をお願いいたします。
- ✓ 「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「**ご契約のしおり・約款**」に記載していますのでご確認ください。

1 | 商品の特徴と仕組みについて

➔ 保険商品の名称：就労不能障害保障型家族収入保険

➔ 保険の目的

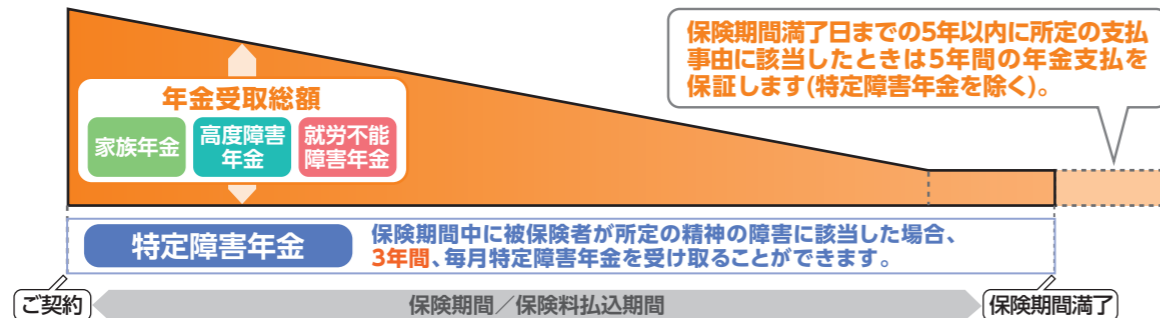
この保険は、以下のご意向があるお客さまにおすすめの商品です。

- 経過年数に応じて保険金額が逓減するしくみで、ご家族の成長に合わせて「必要なとき」に「必要なだけ」保障を確保したい。
- 家族年金、高度障害年金、就労不能障害年金、特定障害年金の4つの年金で、万一の場合や所定の高度障害状態または就労不能時の収入減のリスクにそなえたい。
- 「保険料払込免除特約I型」を付加することで三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）の保障を準備したい。

➔ 商品の特徴

- この保険は一定期間、万一の場合や所定の高度障害状態または就労不能障害状態に該当した場合の保障を確保できる、満期保険金のない生命保険です。

<イメージ図(年金受取総額の推移)>



受取方法はニーズに応じて選択できます

年金は年金でのお受け取りにかえて、未支払分の全部または一部の現価を一時金としてお受け取りいただけます。また、年金受取中に、未支払分の全部または一部の現価を一時金としてお受け取りいただけます。

2 | 主な保障内容について

給付名称	支払事由
家族年金	被保険者が保険期間中に死亡されたときにお支払いします。
高度障害年金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中に所定の高度障害状態*1になられたときにお支払いします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 所定の高度障害状態の例 ◆両眼の視力を全く永久に失ったもの ◆言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの ◆両上肢とも、手関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの等 </div>
就労不能障害年金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中に所定の就労不能障害状態のうち、つぎの(1)*2または(2)*3のいずれかに該当したときにお支払いします。 (1) 国民年金法に基づき、障害基礎年金の支給要件のうち、1級の第1号から第9号もしくは第11号または2級の第1号から第15号もしくは第17号のいずれかに該当したと認定されたとき。 (2) PGF生命の約款所定の支払事由に該当したとき。 ただし、高度障害年金が支払われる場合を除きます。
特定障害年金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中に所定の就労不能障害状態のうち、つぎの(1)*2または(2)*3のいずれかに該当したときにお支払いします。 (1) 国民年金法に基づき、障害基礎年金の支給要件のうち、1級の第10号または2級の第16号に該当したと認定されたとき。 (2) PGF生命の約款所定の支払事由に該当したとき。 ただし、高度障害年金が支払われる場合を除きます。

*1 所定の高度障害状態について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」別表1をご覧ください。

*2 (1)について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」別表43をご覧ください。

*3 (2)について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」別表43、44をご覧ください。

<保険料の払込免除について>

被保険者が責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故*4を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態*4になられたときは、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

*4 所定の不慮の事故・身体障害状態について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」別表3をご覧ください。

就労不能障害年金、特定障害年金は障害基礎年金の支給要件(障害等級1級*5または2級*5)に該当したと認定された場合にお支払いします。また、認定されない場合でも、PGF生命の約款所定の支払事由に該当した場合*6にはお支払いします。

*5 2022年1月現在の「国民年金法施行令第4条の6別表」に基づくもので、将来変更となる可能性があります。

*6 くわしくは「ご契約のしおり・約款」別表43、44をご覧ください。

3 | 主な特約とその内容について

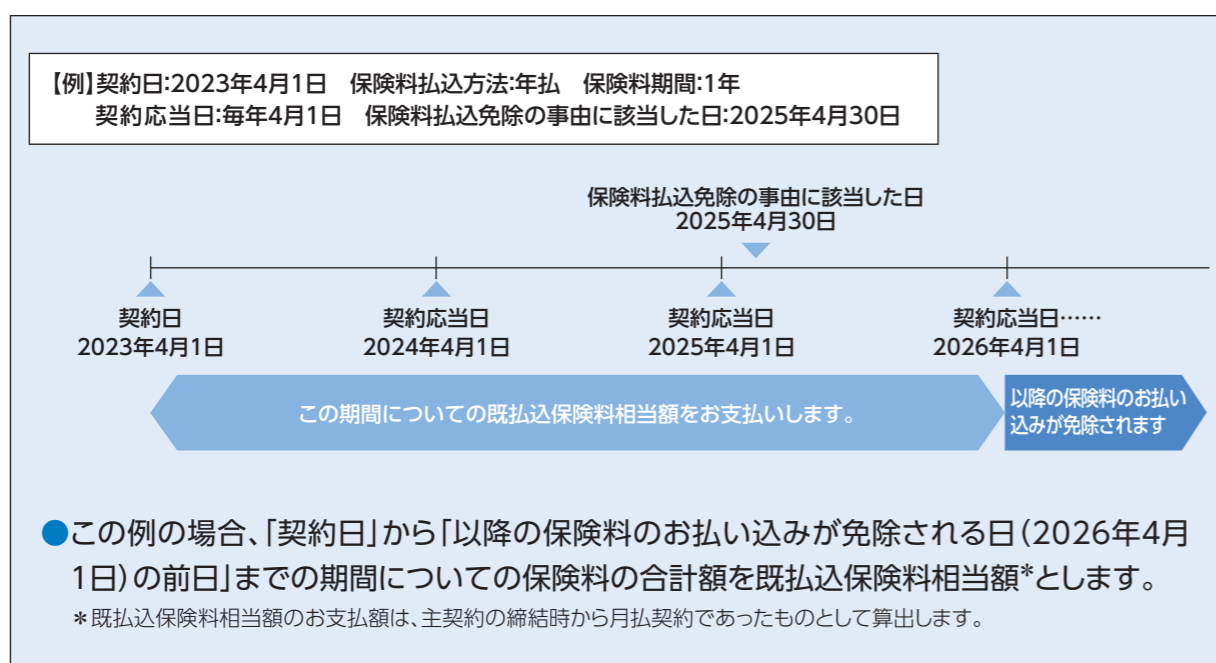
➔ 保険料払込免除特約I型

この特約の保険期間中に、所定の三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に罹患し、下記の所定の状態に該当された場合、以後の保険料のお払い込みが免除されるとともに所定の既払込保険料相当額をお支払いします。

以下の免除事由に該当された場合が対象となります。

がん* (悪性新生物)	<p>この特約の責任開始期からその日を含めて90日目(翌日)以後、この特約の保険期間中に、初めて所定の「がん(悪性新生物)」に罹患したと医師によって診断確定されたとき。</p> <p>*被保険者が、がん(悪性新生物)の責任開始期前に、この特約の対象となるがん(悪性新生物)に罹患したと一度でも診断確定されていた場合には、この特約による保険料の払込免除および既払込保険料相当額のお支払いはしません。</p>
急性心筋梗塞	<p>この特約の責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に所定の急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき。</p>
脳卒中	<p>この特約の責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に所定の脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害・運動失調・麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。</p>

- この特約の保険期間は主契約の保険料払込期間と同一になります。
 - お支払いする既払込保険料相当額は、契約日からこの特約における保険料払込免除の事由に該当した日の属する保険料期間*の末日までに払い込まれるべき主契約および特約の保険料の合計額となります。
- *保険料払込期間中の各契約応当日(月払・半年払・年払の場合、各月・半年・各年ごとの契約応当日)からつぎの契約応当日の前日までの期間をいいます。



- この特約の保険期間満了日からその日を含めて60日以内に、急性心筋梗塞および脳卒中を原因として保険料払込免除事由が生じたときは、この特約の有効期間中にその状態に該当されたものとして既払込保険料相当額をお支払いします。
- 対象となるがん(悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中については下記をご覧ください(くわしくは「ご契約のしおり・約款」別表41をご覧ください)。

<p>がん(悪性新生物) <small>※「上皮内がん」「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は対象となりません。</small></p>	<ul style="list-style-type: none"> ●口腔および咽頭の悪性新生物 ●消化器および腹膜の悪性新生物 ●呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 ●骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物のうち、 <ul style="list-style-type: none"> (1)骨および関節軟骨の悪性新生物 (2)結合組織およびその他軟部組織の悪性新生物 (3)皮膚の悪性黒色腫 (4)女性乳房の悪性新生物 (5)男性乳房の悪性新生物 ●泌尿生殖器の悪性新生物 ●その他および部位不明の悪性新生物 ●リンパ組織および造血組織の悪性新生物
急性心筋梗塞	<ul style="list-style-type: none"> ●虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞のみとします(狭心症等を除きます)。
脳卒中	<ul style="list-style-type: none"> ●脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳動脈の狭窄とします。

- この特約の解約返戻金はありません。
- ※本特約を付加した場合、本特約部分の保険料は主契約・特約(災害死亡給付特約)の保険料に含まれます。
 ※年金月額等の減額が行われた主契約または特約は、主契約の締結時から被保険者が保険料の払込免除事由に該当したときの年金月額等であったものとして取り扱います。この場合、支払われる既払込保険料相当額は、実際にお払い込みいただいた保険料の合計額よりも少なくなります。
 ※保険料払込期間満了後に三大疾病(がん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中)に罹患された場合には、既払込保険料相当額のお支払いはありません。

➔ 災害死亡給付特約

- 被保険者が、この特約の責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故(不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内に死亡または所定の高度障害状態に該当された場合が対象となります)または所定の感染症を直接の原因として、特約の保険期間中に死亡または所定の高度障害状態に該当された場合、災害死亡保険金または災害高度障害保険金をお支払いします。
- ※本特約を付加する場合、本特約の特約保険料のお払い込みが伴います。
 ※災害死亡保険金または災害高度障害保険金をお支払いした場合、保障は消滅します。

⇒ 保険金等の支払方法の選択に関する特約

- 災害死亡(災害高度障害)保険金等の全部または一部を、保険金等の支払方法の選択に関する特約を付加することで、一時金でのお受け取りにかえて年金で受け取ることができます。また、一時金や年金でのお受け取りにかえて、据え置くことも可能です。
- 年金種類は「確定年金(年金支払期間指定型)」「確定年金(年金額指定型)」「保証期間付終身年金」「保証期間付夫婦連生終身年金」よりご選択いただけます。
- 年金は年1・2・3・4・6・12回のいずれかの受取回数を選択することができます。
- 年6回を選択いただく場合、受け取る月を偶数月または奇数月から選択することができます。
- 年金受取人の年齢によっては、選択できない年金種類があります(確定年金の場合、0歳以降100歳から年金受取期間の年数を控除した年齢まで*1、保証期間付(夫婦連生)終身年金の場合、50歳以降100歳から保証期間の年数を控除した年齢まで*1選択いただけます)。取扱年金額、取扱年齢範囲等くわしくはPGF生命コールセンター(0120-56-2269)にお問い合わせください。
- 災害死亡(災害高度障害)保険金を据え置く場合、10年または保険金等の支払事由の発生日における主契約の保険期間のいずれか短い期間を限度に、PGF生命所定の利息*2をつけて据え置きます。

*1 90歳を限度とします。

*2 据置利息はPGF生命所定の利率および計算方法で計算され、金利情勢等により将来に向かって見直されることがあります。

※将来お受け取りになる年金額は、年金基金設定時の基礎率(予定利率等)に基づいて算出されます。ただし、最高年金額は3,000万円で、最低年金額は1回あたりの支払額2万円かつ年金額24万円のお取り扱いとなります。また、3,000万円の限度額のほか、PGF生命の他の保険契約と通算して3,000万円以内となる必要があります(将来変更される可能性があります)。

⇒ リビング・ニーズ特約

- 被保険者の余命が6ヵ月以内と判断される場合、年金の一時支払による年金現価*の全部または一部を被保険者にお支払いします(被保険者(または指定代理請求人)が指定した金額(指定保険金額)から指定保険金額に対する6ヵ月分の利息と6ヵ月分の保険料相当額を差し引いてお支払いします)。
- 最高支払限度額はPGF生命の他のご契約と通算して3,000万円となります(最高支払限度額と通算保険金額は将来変更される可能性があります)。

※年金の一時支払による年金現価*の全部をお支払いする場合、以後、ご契約は消滅します。また、一部をお支払いする場合、お支払いした部分に相当する金額は減額されたものとして取り扱います。ただし、減額部分に解約返戻金があってもこれをお支払いしません。

*年金現価とは、将来の年金を支払うために必要なその時点における金額をいい、将来の受取総額を所定の利率で割り引いて計算します。

※余命6ヵ月以内の判断は、被保険者の主治医の診断や請求書類に基づいて、PGF生命の医師の見解(場合によっては、社外医師のセカンドオピニオン)も含めて慎重に判断いたします。余命6ヵ月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命6ヵ月以内であることを意味します。

※本特約による保険金請求は、保険期間満了の12ヵ月以上前であることを要します。

⇒ 指定代理請求特約

- 主契約の被保険者と受取人が同一人となる保険金等について、受取人がご請求できない所定の事情がある場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。
- 主契約の被保険者と契約者が同一人となる場合の保険料の払込免除について、契約者がご請求できない所定の事情がある場合、あらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。
- 指定代理請求人は1名とし、以下の範囲内より指定いただけます。なお、契約者は被保険者の同意を得て、この範囲内で指定代理請求人を変更することができます。

- ① 被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 被保険者の3親等内の親族

PGF生命が認めた場合、下記の範囲内からも指定することができます。

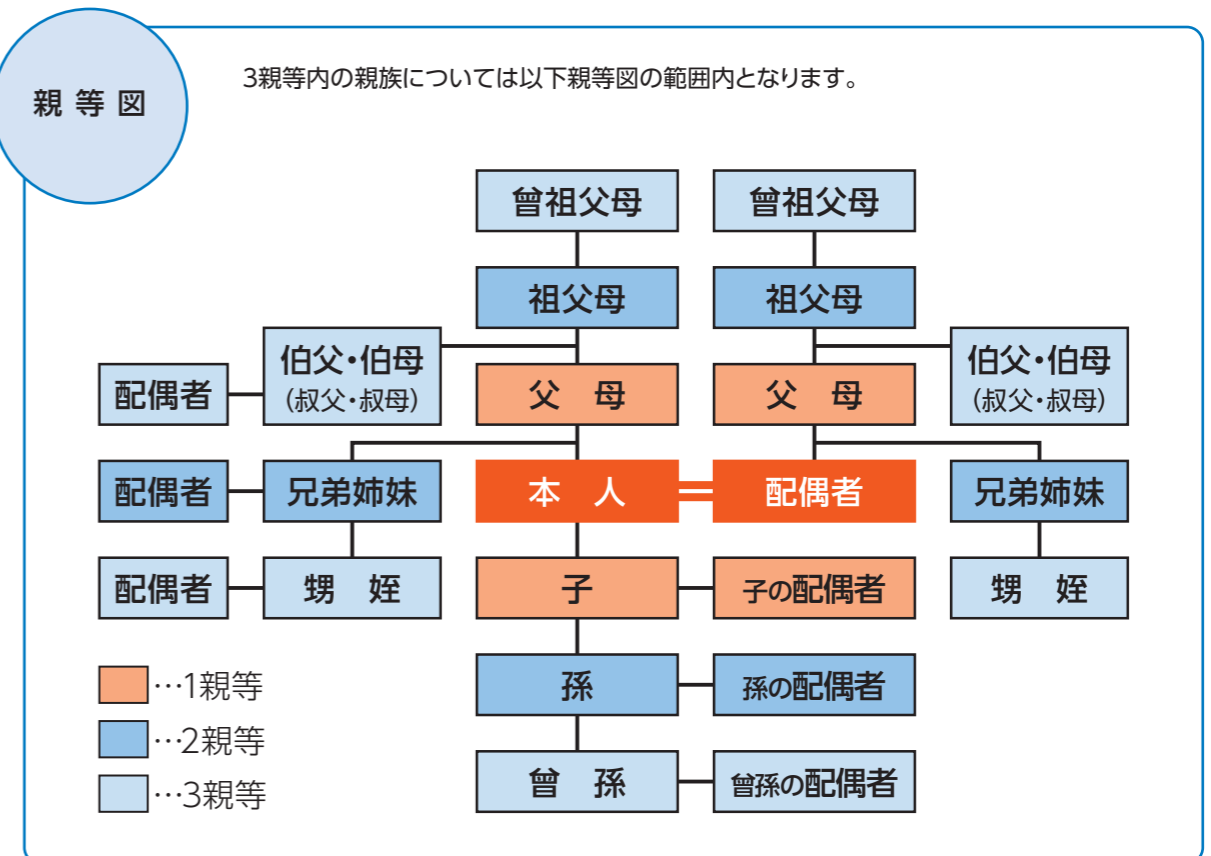
- ③ 被保険者と同居または生計を一にしている者
- ④ 被保険者の財産管理を行っている者
- ⑤ 死亡保険金受取人
- ⑥ ③から⑤と同等の関係にある者

※特約を付加する際、証明のため所定の書類が必要になることがあります。くわしくはPGF生命までお問い合わせください。

- 指定代理請求人からご請求いただいた保険金等は、受取人または指定代理請求人の口座へ送金します。

※ご請求の際、指定代理請求人となる方へお支払いについて念書のご記入をお願いしています。

※本来の受取人と異なる方が受け取ることで、税務のお取り扱いが異なることがあります。



4 | 保険料について

保険料払込方法	月払・半年払・年払
保険料払込期間	10年・15年・20年・25年・30年・55歳・60歳・65歳
保険料払込方法(経路)	<ul style="list-style-type: none"> ●初回保険料(第1回保険料) PGF生命の指定する口座にお振り込みいただきます。 ●2回目以降の保険料 以下の払込方法(経路)よりお支払い込みいただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ①口座振替扱いでお支払い込みになる方法 <ul style="list-style-type: none"> ・PGF生命が提携している金融機関の口座振替によりお支払い込みいただく方法です。口座振替日は金融機関によって異なります。 ②クレジットカードによりお支払い込みになる方法 <ul style="list-style-type: none"> ・PGF生命が契約しているクレジットカード会社よりカード決済にてお支払い込みいただく方法です。 ・クレジットカードによる保険料のお支払い込みをご希望される場合は、クレジットカード会社に対してご利用のカードについての有効性等の確認をさせていただきます(有効性等の確認ができなかった場合にはお取り扱いできない場合があります)。 ・保険料払込方法が月払で、1件あたりの保険料が10万円までのご契約につきご利用いただけます。なお、半年払・年払の保険料、および前納保険料のお支払い込みについてはご利用いただけません。
最低保険料	月払:3,000円／半年払:18,000円／年払:36,000円

※保険料は契約日を基準にお申込内容・被保険者の性別・満年齢により計算されます。

<高額割引制度について>

ご契約の主契約の年金月額が10万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料の負担が軽くなります。

<前納について>

- 将来の保険料の全部または一部(月払契約の場合は5回以上となります)を**前もってお支払い込みいただくことができます。**
- 保険料を前納いただいた場合、**PGF生命所定の利率で保険料を割引きます。**

※前納期間中、解約返戻金や家族年金等をお支払いする場合や保険料の払込免除等、保険料のお支払い込みを要しなくなった場合を除き、前納保険料の残額の払い戻しはできません。

5 | ご加入条件について

保険期間・被保険者の契約年齢範囲(満年齢)	保険期間		保険料払込期間	被保険者の契約年齢範囲	
	年齢	期間	期間	年齢	
保険期間・被保険者の契約年齢範囲(満年齢)	歳満期	55歳	55歳	20~45歳	
		60歳	60歳	20~50歳	
		65歳	65歳	20~55歳	
		55歳	10年	10年	20~45歳
			15年	15年	20~40歳
			20年	20年	20~35歳
	60歳	10年	10年	20~50歳	
		15年	15年	20~45歳	
		20年	20年	20~40歳	
		65歳	55歳	55歳	20~45歳
			10年	10年	20~55歳
			15年	15年	20~50歳
20年	20年		20~45歳		
年満期	55歳	55歳	20~45歳		
	60歳	60歳	20~50歳		
	10年	10年	30~55歳		
	15年	15年	30~50歳		
	20年	20年	30~45歳		
		25年	25年	30~40歳	
		30年	30年	25~35歳	
最低年金月額	5万円(取扱単位:1万円)				

※年金月額、保険料等については申込書面または申込書控にてご確認ください。

※上記以外にもご加入に際しては制限があります。

6 | 配当金について

- この保険は無配当保険のため、配当金はありません。

7 | 解約返戻金について

- 本商品における解約返戻金額はほとんどないかあってもごくわずかとなります。
- 保険料払込期間中、家族年金等の年金月額を減額し、保険料のお払込額を少なくすることができます。減額は主契約の家族年金等の年金月額5万円を下限として1万円単位で取り扱います(将来変更される可能性があります)。

※解約返戻金につきましては、PGF生命コールセンター(0120-56-2269)までお問い合わせください。

※特定障害年金をお支払いする場合、解約返戻金はその支払事由に該当した日以後、お支払いしない場合と比べて減少します。

8 | その他

<この保険にかえて、診査や告知なしで他の保険に加入することについて>

- 家族年金、高度障害年金または就労不能障害年金の支払事由発生前に限り、被保険者の同意を得て、PGF生命の定める取り扱いに基づき、診査や告知なしで、同一被保険者で他の保険契約へ加入(以下「他保険加入」といいます)することができます。
- 他保険加入は、つぎのいずれかの日を他保険加入日とし、その日の前日までの保険料が有効にお払い込みいただいている場合に限りお取り扱いします。この場合、他保険加入後の保険契約の保険金額は、他保険加入日の前日におけるこの保険契約の年金現価相当額を限度とする、PGF生命所定の範囲とします。

①契約応当日(月払の場合は月単位の契約応当日、半年払の場合は半年単位の契約応当日、年払の場合は年単位の契約応当日)

②保険期間満了日の翌日

- PGF生命は、他保険加入後のご契約の保険料を受け取ったときに、他保険加入日から他保険加入後のご契約の責任を負います。
- 他保険加入が行われた場合には、保険期間満了日の翌日が他保険加入日となることを除き、この保険契約は他保険加入日の前日に解約されたものとします。

<以下の場合には他保険加入のお取り扱いができません>

- 他保険加入日において、この保険契約が責任開始日から2年を経過していないとき
- この保険契約の保険料の払い込みが免除されているとき
- この保険契約に特別条件付保険特約が付加されているとき(ただし、保険金・給付金削減支払法の条件のみが付加されている場合で、保険金削減期間の経過後はお取り扱いします)
- 他保険加入日において、PGF生命が他保険加入をお取り扱いしていないとき

注意喚起情報

⚠️ ご契約の前に必ずお読みください。

- ✓ この「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に**特にご注意ください事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、**内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込み**いただきますようお願いいたします。
- ✓ この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「**ご契約のしおり・約款**」に記載していますのでご確認ください。

■お申し込みの撤回等の方法

- お申し込みの撤回等の意思を記載した書面をPGF生命本社宛に郵送もしくは直接提出していただく方法と、電磁的記録による方法があります。

<書面の場合>

「お申し込みの撤回等をする旨」を明記のうえ、申込者等の氏名(自署)、住所、電話番号、申込書番号(申込書控に印字)、保険料返金先(返金口座)をご記入ください(契約者が法人の場合は申込書と同一印の押印をお願いします)。

お申し込みの撤回等(クーリング・オフ)お申出書面(封書)の記載見本(例)

切手 1008964

PGF生命 行

私は下記契約の申し込みを撤回します。

氏名 ○○ ○○

住所 ○○県○○市○○町○-○-○

電話番号 ○○○○-○○-○○○○

申込書番号 ○○○○○○○○○○

保険料返金先 ○○銀行 ○○支店

預金種目○○ 口座番号 ○○○○○○

口座名義人 ○○ ○○

●お申し込みの撤回等をする旨の明記

●自署

●申込書控に印字

●すでに保険料を払い込まれた場合

●送付先

〒100-8964 東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー
PGF生命 クーリング・オフ担当

10日以内の消印有効

<電磁的記録の場合>

PGF生命ホームページの「お問い合わせ」よりお申し出、お手続きください。



ホームページよりお手続きください。

<https://www.pgf-life.co.jp/inquiry/index.html>



- お申し込みの撤回等は募集代理店にお申し出いただいてもお手続きできません。PGF生命にお申し出ください。

■お申し込みの撤回等のお取扱期限

お申し込みの撤回等の方法	お取扱期限
書面の郵送	10日以内の消印まで有効
書面の直接提出	PGF生命本社で書面を受理した日が10日以内まで有効
電磁的記録	PGF生命が電磁的記録を受信した日が10日以内まで有効



以下の場合、お申し込みの撤回等(クーリング・オフ)はお取り扱いできません。

- ①PGF生命の指定した医師の診査を受けられた場合
- ②債務履行の担保のための保険契約である場合
- ③既契約の更新・更改、または既契約の内容変更(特約の中途付加等)の場合

1

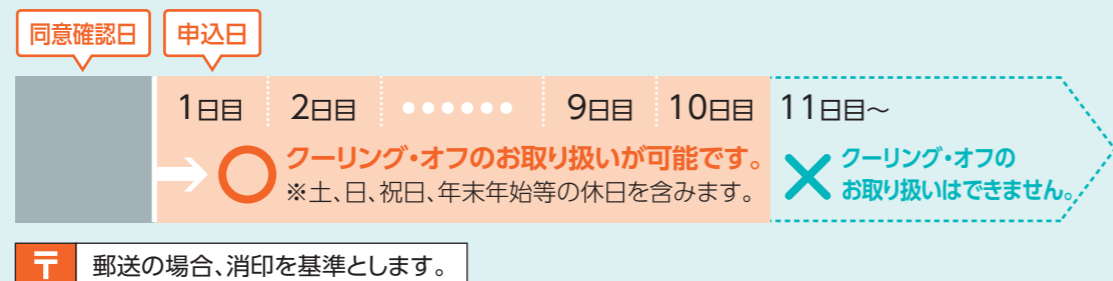
お申し込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)について

■ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます(クーリング・オフ制度)。

- 申込者または契約者(以下「申込者等」といいます)は、**申込日**または**本書面についての同意確認日(意向確認書の確認日)**のいずれか遅い日からその日を含めて**10日以内(土、日、祝日、年末年始等の休日を含む)**であれば、書面または電磁的記録によりお申し込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回等」といいます)をすることができます。

※特別な条件が付き、特別条件承諾書にご署名いただいた場合でも、お申し込みの撤回等ができる期限は上記と同じです。

お申し込みの撤回等(クーリング・オフ)のながれ



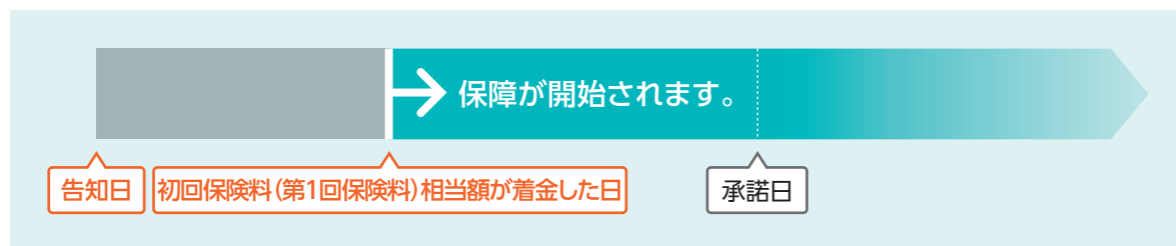
- お申し込みの撤回等をされた場合、PGF生命にお払い込みいただいた保険料の全額をご返金します。

2 告知義務について

- 健康状態・職業等をありのままに告知してください。
 - 契約者や被保険者にはご健康状態やご職業等ありのままを告知していただく義務(告知義務)があります。ご契約にあたっては、「告知書」でPGF生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
 - 医師による診査を受けられる場合、医師が口頭で告知を求めますので、ありのままを正確にもれなくお伝え(告知)ください。
- 告知書にて告知してください。
 - 告知受領権はPGF生命およびPGF生命が指定した医師が有しています。三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は告知受領権がなく、**三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)に口頭でお話しただけでは告知をしていただいたことにはなりません。かならず告知書にて告知してください。**
- 告知内容等の確認をさせていただくことがあります。
 - ご契約の申し込み後または家族年金等のご請求の際に、申込内容や家族年金等の請求内容、告知内容等について、**PGF生命社員またはPGF生命の委託を受けた者がご確認にお伺いすることがあります。**
- 傷病歴等がある場合、ご契約をお断りさせていただいたり、特別な条件をつけてお引き受けさせていただく場合があります。
 - 傷病歴等がある方を全てお断りするものではなく、「保険料の割増」「保険金の削減」等の特別な条件をつけてご契約をお引き受けできる場合があります。また、傷病によっては特別な条件をつけずに「無条件」でご契約をお引き受けできる場合があります。
- 告知義務違反の場合、ご契約または特約を解除することがあります。
 - **故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。**
 - **ご契約または特約を解除した場合は、たとえ家族年金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、払込保険料をお返すことができません。**

3 保障を開始する時期(責任開始期)について

- PGF生命がご契約のお申し込みを承諾した場合には、**初回保険料(第1回保険料)相当額のお支払い(PGF生命への着金)と告知**がともに完了した時から、ご契約の保障が開始されます。



- お客さまのお申し込みに対してPGF生命が承諾したときに、契約は成立します。
 - 三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してPGF生命が承諾したときに有効に成立します。

4 家族年金等をお支払いできない場合について

■代表的な例として、次のような場合には家族年金等をお支払いできないことがあります。

- 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合。
ただし、ご契約時の告知等によりPGF生命がその疾病について知っていた場合等は、家族年金等をお支払いすることがあります。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合。
- 家族年金等を詐取る目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または年金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等重大事由によりご契約または特約が解除された場合。
- 保険料のお払い込みがなく、ご契約が失効した場合。
- 詐欺によりご契約が取り消しとなった場合や家族年金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合。
- 免責事由に該当した場合(責任開始日(最後の復活日)から2年以内の被保険者の自殺、契約者または受取人が故意に被保険者を死亡させた場合等)。

➡くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

5 保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等について

- 保険料は払込期月(保険料をお払い込みいただく月)内にお払い込みください。
 - 払込期月内にお払い込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間*を設けています。
 - * 猶予期間は次のとおり払込方法によって異なります。

払込方法	払込猶予期間
月払	払込期月の翌月初日から末日までとなります。
半年払・年払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日(翌々月に契約応当日がない場合、翌々月の末日)までとなります。ただし、払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、猶予期間はそれぞれ4月、8月、1月の各末日となります。

■払込猶予期間内にお払い込みがないと、ご契約の効力が失われます(失効)。

■失効しても所定の期間内であれば失効取消、復活の手続きが可能です。

手続き	手続き可能期間	手続き方法
失効取消	保険料払込猶予期間の満了日の翌日から猶予期間満了日の属する月の翌月末日までとなります。	延滞保険料のお払い込み
復活	保険料払込猶予期間の満了日の翌日から3年以内となります。	告知(ご契約によっては診査)*と延滞保険料のお払い込み

*健康状態等により復活できない場合があります。

6 解約と解約返戻金について

- 解約返戻金はないか、あってもごくわずかです。
 - お払い込みいただいた保険料の大部分は死亡保障や保険契約の締結・維持等の費用にあてられ、これらを除いたのこりを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。したがって、解約返戻金はほとんどないかあってもごくわずかとなります。
- 特定障害年金をお支払いする場合、解約返戻金額はその支払事由に該当した日以後、お支払いしない場合と比べて減少します。
- 家族年金、高度障害年金または就労不能障害年金の支払事由発生後は、ご契約を解約することができません。

7 生命保険契約者保護機構について

- PGF生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。
 - 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、下記までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 **TEL 03-3286-2820**

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午/午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

8 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による保険金額等の削減について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

9 預金等との違いについて

- 「新・家族収入保険」はPGF生命を引受保険会社とする**生命保険**です。このため預金とは異なり、**元本の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。**

10 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申し込みをされる場合について

- 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申し込みをされる場合、**不利益となることがあります。**
 - **解約・減額されるご契約の解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。**

➡くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

11 税務のお取り扱いについて

<お払い込みいただく保険料について>

- 1月1日から12月31日までにお払い込みいただいた保険料のうち一定の金額が契約者のその年の所得から差し引かれ所得税と住民税の負担が軽減されます。
- 保険料を前納された場合、前納時だけでなく前納期間中も生命保険料控除の対象となります。前納期間中の控除額は前納保険料を前納回数で按分した額となりますので、毎回の保険料額とは相違します。

※前納期間中に保険料のお支払いが免除された場合を除きます。

保険料	対象
主契約	一般生命保険料控除

※介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の対象とはなりません。

<家族年金にかかる税金について>

- 家族年金にかかる税金は、契約形態によって異なります。

契約内容	契約例			税金の種類		
	契約者	被保険者	年金受取人	年金で受け取る場合		一時金で受け取る場合の課税
				被保険者死亡時の課税	年金受取時の課税	
契約者と被保険者が同一の場合	本人	本人	配偶者	年金受給権評価額に対して相続税		相続税
契約者と受取人が同一の場合	本人	配偶者	本人	—	所得税(雑所得) + 住民税	所得税(一時所得) + 住民税
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者	子	年金受給権評価額に対して贈与税		贈与税

- 高度障害年金、就労不能障害年金、特定障害年金、リビング・ニーズ特約による保険金等は受取人が、保険料払込免除特約I型の既払込保険料相当額の支払いは受取人である契約者が、主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族に該当する場合、所得税および住民税は非課税となります。

※災害死亡保険金については、上記の家族年金について年金支払にかえて一時金で受け取る場合のお取り扱いと同一のお取り扱いとなります。

※家族年金のお支払開始後に、将来の年金支払にかえて一時金をご請求のときは、所得税(一時所得)と住民税が課税されます。

※相続等により取得した年金受給権に基づく年金をお受け取りいただく場合は、毎年の年金受取時に、各年の年金収入金額を所得税の「課税部分(雑所得)」と「非課税部分(相続税、贈与税の課税対象)」に振り分け、「課税部分」にのみ所得税(雑所得)と住民税が課税されます。また、雑所得の金額は「課税部分」の年金収入金額から「課税部分」に対応する保険料等を差し引いた金額となります。

2022年12月現在の税制に基づくもので、将来変更されることがあります。
個別の税務取り扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

➡くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

12 家族年金等のご請求について

■家族年金等の支払事由が生じた場合、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

📞 お問い合わせ窓口

保険金請求専用ダイヤル

通話料
無料

コール オシハライ
0120-56-4861

<受付時間>平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3等を除く)

- お客さまからのご請求に応じて、家族年金等のお支払いを行う必要がありますので、家族年金等の支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性がある場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにPGF生命にご連絡ください。
- PGF生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないことがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、すみやかにPGF生命コールセンター(0120-56-2269)までご連絡ください。

■支払事由が発生する事象、ご請求手続き、家族年金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」、「PGF生命ホームページ」、「保険金などのご請求等のご案内」に記載していますので、あわせてご確認ください。

■家族年金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等はご連絡ください。

■被保険者と受取人が同一人となる保険金等について受取人が請求できない所定の事情がある場合、指定代理請求人が請求することができます。

- 指定代理請求人に対し、支払事由および請求できる場合があることを、あらかじめお伝えください。

➡くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

13 お問い合わせ窓口について

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

👉 お問い合わせ窓口

PGF生命コールセンター

通話料
無料

コール ジ ブ ロック
0120-56-2269

<受付時間>平日9:00~18:00 / 土曜9:00~17:00 (日・祝日・12/31~1/3等を除く)

- この商品に係る**指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会**です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により**生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています**。また、**全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています(ホームページアドレス<https://www.seiho.or.jp/>)**。お問い合わせ先については、PGF生命コールセンターまでご照会ください。
- 生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。
- PGF生命の個人情報保護方針についてはPGF生命ホームページ(<https://www.pgf-life.co.jp/>)に掲載をしておりますのでご覧くださいか、上記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

14 その他ご確認いただきたい事項について

- 家族年金等のお支払いや保険料の払込免除のご請求をする権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年を過ぎますと、時効によって消滅します。
- 契約年齢(被保険者)、性別、保険期間、保険料払込期間等によっては、年金総額が、お払い込みいただいた保険料の合計額を下回る場合とすることがあります。
- 被保険者は契約者に対してご契約の解約を請求することができます。

👉くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

個人情報のお取り扱いについて(ご契約者さまへ)

このお知らせは、PGF生命の生命保険契約の契約者となられる皆さまの個人情報のお取り扱いについてまとめたものです。下記の**明示事項および同意事項**をご確認のうえお申し込みください。

※個人情報のお取り扱いに関する詳細は、当社ホームページの個人情報保護方針(<https://www.pgf-life.co.jp/privacy/index.html>)をご確認ください。

✓ 本申込みにおいて取得する個人情報についてサービスのご提供等のために利用します 明示事項

PGF生命は、生命保険業に伴って取り扱う個人情報につきましては、お客さまのお取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、下記の目的で取得・管理・利用します。なお、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)については、保険業法施行規則において、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的にその利用が限定されています。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い ②関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
③PGF生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ④その他保険に関連・付随する業務

✓ 必要な範囲で医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を取得、利用または第三者提供します 同意事項

PGF生命は、各種保険契約のお引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公平性確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を取得、利用または第三者提供致します。

取得した機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報は担当部門以外に業務上適切な範囲で契約者・被保険者・募集関係人・事務担当者等に知らせることがあります。なお、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報は既に取得しているものも含まれます。

また、お申込内容の確認等をさせていただくことがあります。被保険者さまの機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報についてご契約者さま等より取得する場合があります。

✓ 保険契約が締結に至らなかった場合や消滅した後も個人情報を保持します 同意事項

PGF生命は、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を含め本申込みにおいて取得した、または既に取得している個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約、保険期間満了後等保険契約が消滅した後も保持致します。なお、取得した申込関係書類等についての返却は行いません。

✓ 個人情報を再保険会社(外国にある会社を含みます)に提供することがあります 同意事項

PGF生命は各種保険契約のお引受けの判断を照会したり、お引受け後の保険契約の引受リスクを適切に分散するために再保険(再々保険以降の再保険を含む)を行うことがあります。この場合、PGF生命は再保険会社(外国にある会社を含みます)が各種保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に利用するために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社(外国にある会社を含みます)に提供することがあります。

また、提供する個人情報には受取人、指定代理請求人、ご家族情報等が含まれる場合がございますので、あらかじめご契約者さまよりご説明、ご了解をいただいたうえでお申し込みくださいますようお願い致します。

✓ 個人情報を医療機関等に照会・提供することがあります 同意事項

PGF生命は、医療機関へ前述「各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い」の利用目的達成のために業務上適切な範囲で既に取得しているものも含めてお申込内容等の個人情報を照会・提供する場合があります。

✓ 個人情報をお客さまが所属する団体に提供することがあります 同意事項

勤務先等の団体扱・集団扱等でご加入される場合、PGF生命はお客さまの所属する団体へ前述の利用目的達成のために業務上適切な範囲でお申込内容等の個人情報を提供する場合があります。

✓ ジブラルタ生命との間で個人情報を相互に提供します 同意事項

PGF生命は、PGF生命のグループ会社であるジブラルタ生命に加入されているご契約がある場合、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を含め本申込みにおいて取得したまたは両社がすでに取得している個人情報について、PGF生命とジブラルタ生命の間で相互に提供します。提供された個人情報はご契約内容のご照会、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いその他各種手続きのために利用します。

✓ 保険契約等のお引受け・保険金等のお支払いの判断の参考とするために、ご契約内容が登録されます 明示事項

PGF生命は、(一社)生命保険協会(「協会」)、協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(総称して「各生命保険会社等」)とともに、保険契約もしくは共済契約等(「保険契約等」)のお引受けの判断または保険金もしくは給付金等(「保険金等」)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する所定の情報(被保険者名、死亡保険金額、入院給付日額等)を協会に登録しております。

協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において前述の目的のため利用されることがあります。また、協会の会員生命保険会社につきましては(一社)生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。

✓ お支払い等の判断のために、各生命保険会社等と情報を共同して利用することがあります 明示事項

PGF生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除もしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、PGF生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、ご契約のしおりに記載された相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、(1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内)(3)保険種類、契約日、復活日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法等の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて照会をなし、他の生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の生命保険会社等からの照会に対し情報を提供することがあります。

これらの情報は、各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります。(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社につきましては(一社)生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。

PGF生命について



PGF生命

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命

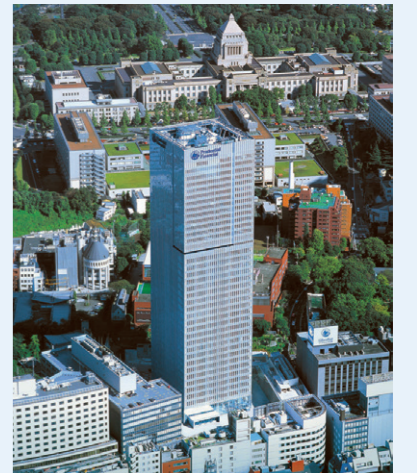
PGF生命は世界最大級の金融サービス機関

「プルデンシャル・ファイナンシャル」の一員です。

当社は日本のプルデンシャル・グループにおける代理店チャンネル専業会社として、2010年より、バンカシュアランス*を中心に事業を展開しております。

*「バンカシュアランス」とは、金融機関代理店を通じた生命保険の販売を意味します。

■日本におけるプルデンシャル・グループのご紹介



本社 プルデンシャルタワー
(東京 永田町)

「PGF生命」は「プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命」の略称です。

はじまりは、プルデンシャルでした。

1989年当時、ロナルド・バーバロ(米国プルデンシャル元社長)は、エイズ患者に対するボランティア活動に打ち込んでいました。訪問先のホスピスで余命いくばくもない患者を前に、何か自分にできることはないかと尋ねると、その患者からは、「私に尊厳ある最期を迎えさせてほしい」という答えが返ってきました。彼には、治療にかかった高額な医療費などの借金がありました。生命保険には加入していましたが、保険金は亡くなるまで受け取れません。バーバロはいずれ支払われる保険金であれば、生きているうちに前払いできないか、生命保険には100年以上の歴史があるが、その制度を少し変えてみてもいいのではないかと考え、社内や行政当局を説得して、「リビング・ニーズ特約」を実現しました。

保険金を受け取ることで、その患者は借金を返済し、クリスマスはプレゼントを買って、故郷で家族と一緒に過ごすことができました。そして最後まで自分で身の回りのことができるように洗濯機を購入し、余った分を教会に寄付しました。その患者は「私は今、とても平和で満ち足りた気持ちです。ありがとう。」といました。

この想いをPGF生命は受け継ぎ、
お客さまの必要とする商品とサービスを提供し続けます。



「ご契約のしおり・約款(Web約款)」のご案内

— 就労不能障害保障型家族収入保険 —

PGF生命では、お客さまの利便性の向上のため、「ご契約のしおり・約款(Web約款)*」をおすすめしています。

*Web約款とは、PGF生命のホームページにて閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」です。「ご契約のしおり」は、ご契約内容にかかわる重要事項や諸手続きなどについてわかりやすく記載したもので、「約款」はご契約内容に関する取り決めに記載したことになります。



- いつでもホームページからパソコン・スマートフォンで閲覧・ダウンロードができます
- 検索機能でご覧になりたい箇所を簡単に検索できます
- 文字を拡大して閲覧ができます

こちらから簡単にアクセス



URL

<https://www.pgf-life.co.jp/weby/1831.html>

URLや検索からアクセス

①PGF生命のホームページへアクセスしてください。

<https://www.pgf-life.co.jp/>



②トップページのWeb約款番号入力欄に「Web約款番号」を入力し、 をクリックしてください。

Web約款番号

※この商品のWeb約款番号は **1831** です。

----「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望のお客さまは-----

お申し込み時に、申込書にて「冊子を希望」を選択してください。後日、契約者さまへ「ご契約のしおり・約款」の冊子をお送りいたします。

※お申し込み時に「冊子を希望」の選択がない場合は「ご契約のしおり・約款」の冊子は送付されません。

お申し込み後でも、「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望される場合は請求いただくことができます。
ご希望の場合は、PGF生命コールセンターへお申し出ください。



「生命保険証券(Web保険証券)」のご案内

PGF生命では、お客さまの利便性の向上のため、「生命保険証券(Web保険証券)*」をおすすめしています。お申し込み時に保険証券の電子化に関する特約を付加された場合にこのサービスをご利用いただけます。

*Web保険証券とは、PGF生命マイページにて閲覧・ダウンロードいただける「生命保険証券」です。

*以下の場合には保険証券の電子化に関する特約は消滅し、書面での生命保険証券をお届けします。

- ・保険契約者が変更された場合
- ・PGF生命マイページの登録を解除された場合

*保険証券の電子化に関する特約は、お申し込み時点における当社所定の範囲内での取り扱いとなります。



- ご契約の成立後にお申し込み時に登録いただいたe-mailアドレスにPGF生命マイページへの登録をご案内します
- いつでもPGF生命マイページからパソコン・スマートフォンで閲覧・ダウンロードができます
- 文字を拡大して閲覧ができます



「PGF生命マイページのご案内」はこちらからご確認ください。

<https://www.pgf-life.co.jp/mypage/index.html>



PGF生命のホームページからも新規登録ページやログインページにアクセスできます。

PGF生命

各種手続きやご契約内容のご照会等はPGF生命コールセンターへお問い合わせください。



お問い合わせ窓口:PGF生命コールセンター

通話料無料 **0120-56-2269**

<受付時間>平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3等を除く)